

令和5年8月

インターネットバンキングをご利用の法人のお客さまへ

大垣西濃信用金庫

法人インターネットバンキング補償限度額変更のお知らせ

このたび、大垣西濃信用金庫は令和5年9月1日(金)より、下記のとおり、法人のお客様のインターネットバンキングサービスの不正払い戻し被害の補償限度額を変更いたしますので、お知らせいたします。

ご利用のお客様におかれましては、不正払い戻し被害の防止について今一度、ご使用の機器のセキュリティ状況をご確認くださいませよう、よろしくお願い申し上げます。

(参考：インターネットバンキングを安全にご利用いただくために)

https://www.shinkin.co.jp/info/security_02/index.html



記

1. 補償限度額変更日

令和5年9月1日(金)

2. 補償限度額

1 契約あたり年間1千万円 (変更前：1 契約あたり年間2千万円)

以上